

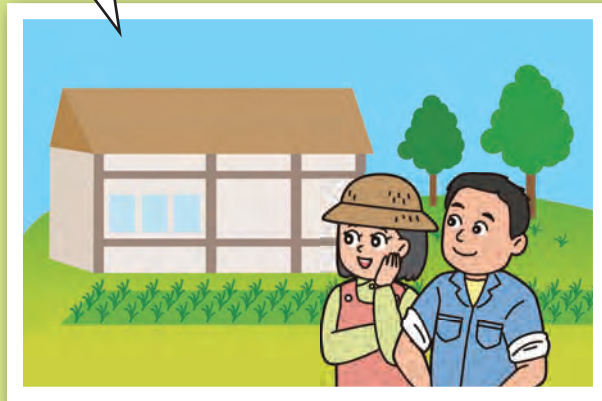
規模拡大を見据え、小規模から農業経営をお考えの方へ 農地を取得する際の面積要件を引き下げます 宅地と一緒に農地を買いたい・売りたいとお考えの方へ

美郷町農業委員会では、令和3年12月から農地の売買等における面積要件を次のとおり引き下げました。

- ① 美郷町全域 10アール(1,000㎡)以上
- ② 宅地に付属する農地で一定の要件(※)を満たす場合 0.1アール(10㎡)以上

これは、売買が難しい宅地に付属する農地などを取得しやすくすることで、耕作放棄による農地の遊休化を未然に防ぐとともに、新たに農業に関心のある方を就農につなげ、農地の効率利用を図ることを目的としています。

農地付きの空き家を取得して移住したい



住宅の隣の農地が荒れているので自分で取得して野菜づくりをしたい



【面積要件】とは

経営面積があまりに小さいと生産性が低く、農業経営が効率的に継続して行われなことが想定されるため、取得後に経営する農地面積が一定(秋田県の場合50アール)以上にならないと許可できないとされています(農地法第3条第2項第5号)。

この農地法で定められている面積要件は、地域の平均的な経営規模や耕作放棄の状況などを勘案し、農業委員会で要件等を定め、面積要件を引き下げる(別段の面積)ができることになっています(農地法施行規則第17条第1項および第2項)。



取得しやすくなったよ

(※)要件

- ① 農地取得後(賃貸借含む)に宅地と農地の所有者等が同一となること
- ② 遊休農地もしくは遊休化のおそれのある農地であること
- ③ 集団的な農地利用、農作業の共同化等に支障のない農地であること
- ④ 農地取得後、継続して耕作を行うこと

問●町農業委員会事務局 ☎0187(84)4913

知らないと損！安心・有利な農業者年金 —今から考える将来設計—

農業者年金の 6つの特徴と メリット

- **農業者なら広く加入できます**
年間60日以上農業に従事している方、国民年金第1号被保険者などが対象です。
- **少子高齢時代に強い「積立方式・確定拠出型」の年金です**
毎年の積立・運用状況をお知らせします。
- **通常加入の場合、保険料の額は自由に決められます**
月額2万円から6万7千円まで千円単位で選択(見直し可)することができます。
- **80歳前に亡くなられても死亡一時金を受け取ることができる終身年金です**
65歳から終身受け取りできます(60歳からの繰り上げ受給も可)。
- **税制面で大きな優遇措置があります**
支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象となります。
- **一定の要件を満たす農業者には保険料の国庫補助があります**
月額保険料2万円に対し、最高1万円の補助を受けられます。



農業者年金制度が改正されます

平成14年1月から始まった新たな年金事業(新制度)のみが対象です。

ポイント
1

令和4年1月から

**若い農業者が
加入しやすいよう
保険料が
引き下げられます**

35歳未満で要件を満たす方は
月額1万円から加入できます

※保険料の納付下限額が月額2万円
から引き下げられます。

ポイント
2

令和4年4月から

**農業者年金の
受給開始時期の
選択肢が広がります**

※昭和32年4月2日以降に
生まれた方が対象

農業者老齢年金

65歳以上75歳未満の間

特例付加年金

65歳以上(年齢上限なし)

ポイント
3

令和4年5月から

**農業者年金の
加入可能年齢の上限が
引き上げられます**

60歳以上65歳未満の方も
加入できます

※60歳以降に加入できる方は国民
年金の任意加入者に限ります。

※詳しくは、独立行政法人農業者年金基金ホームページをご覧ください(右のQRコードからもご覧いただけます)下記までお問い合わせください。

問●町農業委員会事務局 ☎0187(84)4913

